

## 公益法人等に係る消費税の取扱い

### (公益法人等に係る消費税の特例)

当Noは、公益法人等に係る消費税の特例の取扱いについて概説する。

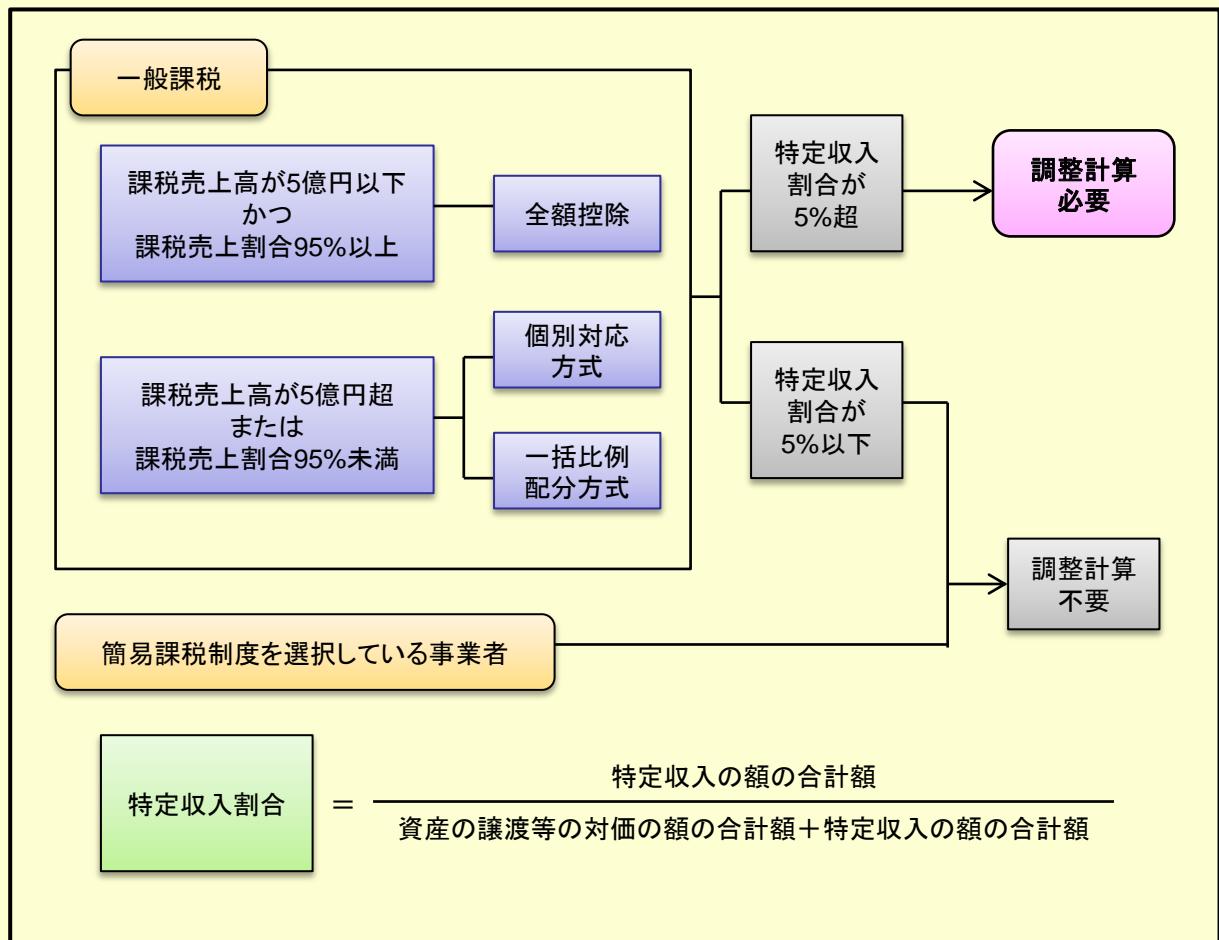
#### (ポイント)

- 公益法人等の事業活動は公共性が強く、営利法人と比べ特殊性があるため、消費税法上の特例が存在
- 特定収入に対応する課税仕入等に係る税額を除外することで、通常の計算による仕入税額控除を調整
- 一定の承認を受けた公益法人等は、売上または仕入を行った時期について、現金主義によることができる

### 1.公益法人等に係る消費税の特例

国等や公益法人等においても、国内において資産の譲渡等を行う限り、株式会社等の営利法人と同様に消費税の納税義務がある。ただし、国等や公益法人等の事業活動は公共性が強いものであり、法令上各種の制約を受けたり、国または地方公共団体等の財政的な援助を受けるなど、営利法人と比べ特殊性があることから、消費税法上、特例が設けられている(消法60)。

#### 特定収入に係る課税仕入等の税額の調整計算の要否判定



(裏面に続く)

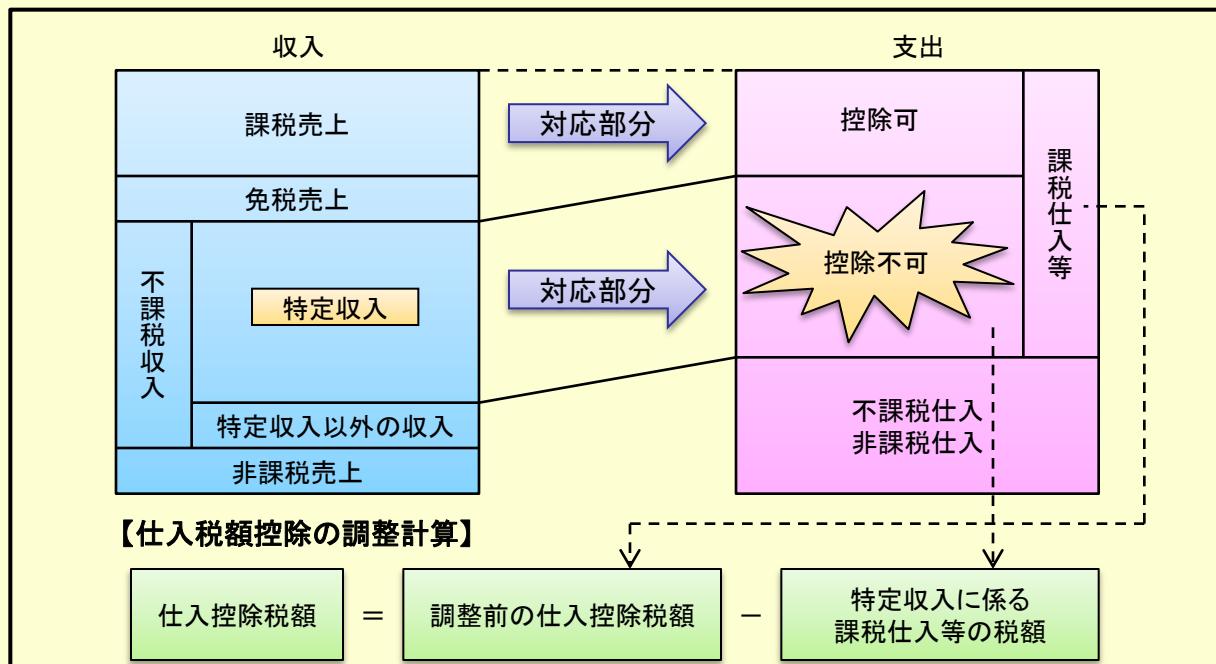


# 公益法人等に係る消費税の取扱い

## 2.仕入税額控除の計算の特例

公益法人等は市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、通常は租税、補助金、会費、寄付金等の対価性のない収入(以下「特定収入」)を恒常的な財源としている実態にある。このような対価性のない収入によって賄われる課税仕入等は、課税売上のコストを構成しない、いわば最終消费者的な性格をもつものと考えられる。また、消費税法における仕入税額控除制度は、税の累積を排除するためのものであることから、対価性のない収入を原資とする課税仕入等に係る税額を消費税の額から控除することには合理性がないと考えられる。公益法人等については、通常の方法により計算される仕入税額控除につき調整を行い、特定収入により賄われる課税仕入等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外することとなる(消法60IV)。

### 仕入税額控除の計算の特例のイメージ



## 3.消費税の認識時期の特例

一定の承認を受けた公益法人等(消法別表第三に掲げる法人)については、売上または仕入を行った時期について、その対価を受取ったときまたは費用を支払ったとき(現金主義)にすることができる(消法60Ⅱ、Ⅲ)。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

### シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

#### <平成29年度税制改正要望>

先日、各府省庁による平成29年度税制改正要望が公表された。公益法人に直接関係があるものとして、「現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化」が挙げられる。これは、内閣府、文部科学省、厚生労働省による共同要望となっている。現状、公益法人等に対する現物寄附のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた寄附については、みなし譲渡所得税等が免除されているが、今回の要望は、さらに一定の要件を満たす場合には、承認手続の簡素化を図るものとなっている。これが実現すれば公益法人への現物寄附がより促され、公益法人の活動がより活性化することとなるだろう。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。